

墨田区告示第139号

墨田区会計事務規則（以下「規則」という。）第43条の規定に基づき墨田区東墨田会館条例第4条第1項に規定する講習室の使用承認を受けた者が納付する使用料の収納に係る事務について次のとおり委託したので、規則第44条の規定により告示する。

令和8年4月1日

墨田区長 山本 亨

- 1 委託施設
東墨田会館（墨田区東墨田二丁目12番9号）
- 2 委託相手方
東京都墨田区文花一丁目32番1-101号
公益社団法人 墨田区シルバー人材センター
- 3 委託期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 委託時間
午前9時から午後9時まで
- 5 委託年月日
令和8年4月1日